

みんなでつくる 元気なまち りっとう

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 行動計画
第3版（素案）

イラスト挿入予定

栗東市

令和7年4月

目 次

1. 行動計画策定の趣旨	1
2. 行動計画の考え方	2
(1) 行動計画の目的	
(2) 行動計画の位置づけ	
(3) 行動計画の期間	
3. 市民参画と協働によるまちづくりの考え方	3
(1) 目的	
(2) 基本原則	
(3) 各主体の役割	
(4) 市民参画と協働の形態	
4. 栗東市の現状	8
5. 前回行動計画(第2版)の主な取組内容と課題	9
(1) 主な取り組み内容と課題	
(2) 成果指標の達成度	
(3) その他の指標	
(4) 市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査	
6. 今回行動計画(第3版)の方向性	17
(1) 基本方針	
(2) 施策の展開	
(3) 成果指標	
(4) 進行管理	
7. 資料編	27
(1) 今回行動計画の施策一覧	
(2) 栗東市市民参画等推進委員会活動記録	
(3) 栗東市市民参画等推進委員会委員名簿	
(4) 市民団体ヒアリング	
(5) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 (全文)	
(6) 用語説明	

1.行動計画策定の趣旨

本市では、市民主役、市民主導のまちづくり実現のため、平成 21 年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を制定し、パブリックコメント制度や市長への手紙、市長のこんにちはトーク等により、市民参画の事業を進めました。また、条例に基づく協働事業提案制度や、市職員の研修などを実施しました。

条例の施行から 5 年後には、さらなる条例の具現化を目指し、平成 27 年 3 月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 1 版：平成 27 年度～平成 31 年度）」を策定し、令和 2 年 3 月に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 2 版：令和 2 年度～令和 6 年度）」（以下、「前回行動計画」という。）として同計画を改定しました。

これら行動計画の策定や進行管理においては、条例に基づき、公募市民、市民団体、地域コミュニティ団体、学識経験者で構成する「栗東市市民参画等推進委員会」を設置し、公開の場で開催しています。なお、これまでの委員会の活動内容は栗東市ホームページで公開しています。

この計画を基に、市民活動が活発に行われ、様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまちの実現を目指し、「環境づくり」「担い手づくり」「情報の発信・共有」「市政への参画」と 4 つの方向性を示し、施策や取組を進めてきました。

一方で、本市を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う地域活動の担い手の減少やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化など大きく変化しています。また、前回行動計画期間中はコロナ禍で市民活動が大幅に制限されました。

こうした中、令和 7 年度より、本市の最上位計画である「第六次栗東市総合計画（後期計画）」とともに、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画（第 3 版：令和 7 年度～令和 11 年度）」（以下、「今回行動計画」という。）がスタートします。「第六次栗東市総合計画」では、「市民主体、市民協働によるまちづくり」を基本理念の 1 つに掲げ、「効率的で、創造的、発展的なまちづくりを市民の力で進める」と示しています。

今後も、市民参画と協働によるまちづくりを基本に、市民が主体となるまちづくりを進めていくため、行動計画の改定を行いました。



（イラストはイメージです）

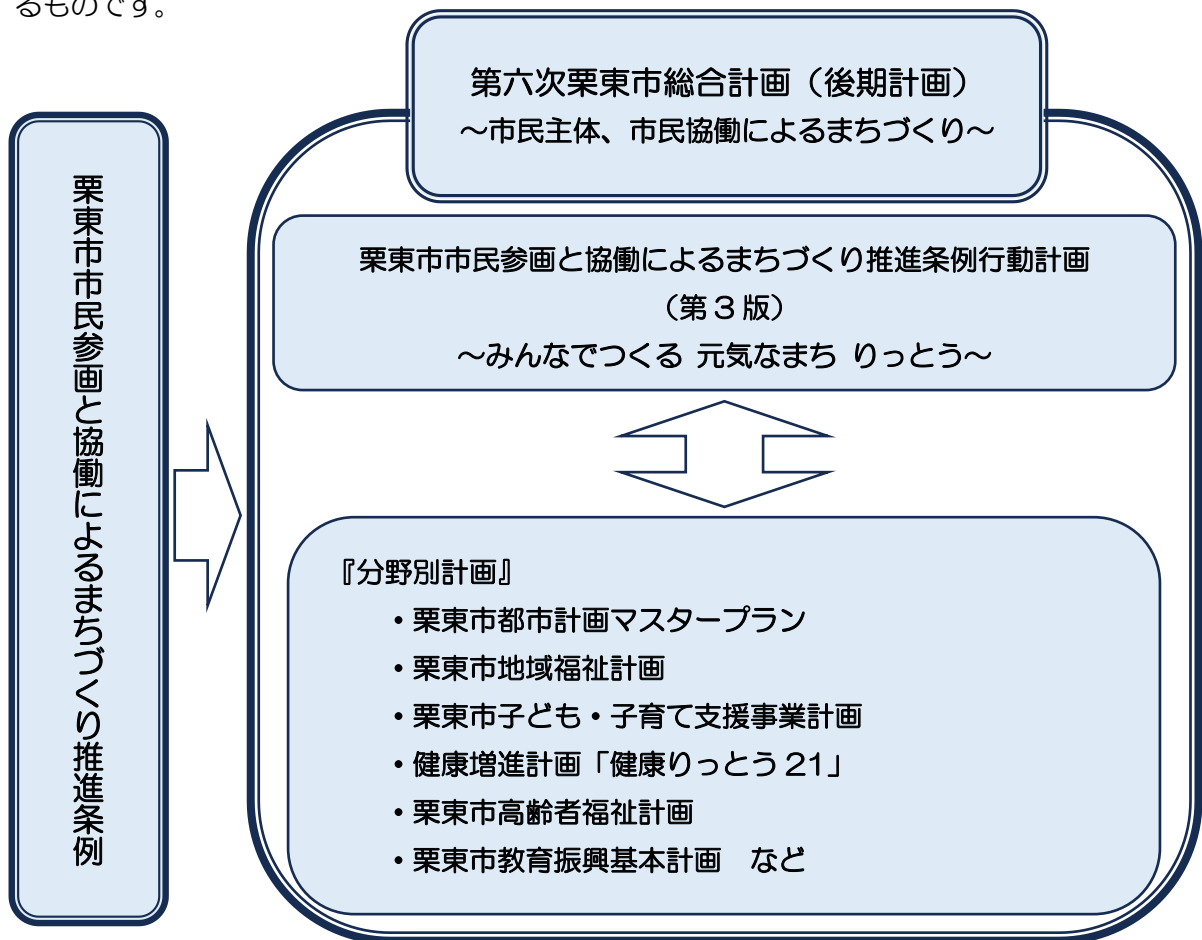
2.行動計画の考え方

(1) 行動計画の目的

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」の具現化を目指し、この条例の実効性を高めるための仕組みや施策を定め、市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的としています。

(2) 行動計画の位置づけ

今回行動計画は、「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を踏まえた基本理念を掲げる「第六次栗東市総合計画（後期計画）」に沿って、各分野の計画とともに推進するものです。



(3) 行動計画の期間

今回行動計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
また、市民参画等推進委員会における検証や社会情勢の変化など必要に応じ、適宜見直します。

3.市民参画と協働によるまちづくりの考え方

(1) 目的

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、その目的を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第1条)

栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解しあうことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。

(2) 基本原則

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、参画と協働の基本原則を次のように定めています。

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第3条)

本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- ① 市民は誰でも市政に参画できること。
- ② 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- ③ 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。



(イラストはイメージです)

(3) 各主体の役割

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例において、市民や市、市民団体などの役割を次のように定めています。

① 市民の権利と役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第4条)

- ・市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。
- ・市民は地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。
- ・市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

市民とは、①市内に住所を有する人、②市内に通学し、又は通勤する人、③市内において事業、又は活動を行う人、④市内において事業を営む事業者及び事業所をいいます。



(イラストはイメージです)

② 市の役割

(栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第5条)

- ・市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会を確保するとともに、情報の提供に努めなければなりません。

市とは、市長その他の執行機関をいいます。

イラストを挿入予定

③ 市民公益活動団体の役割

（栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第6条）

- 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

市民公益活動団体とは、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体をいいます。

（イラストはイメージです）



④ 地域コミュニティ団体の役割

（栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第7条）

- 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

地域コミュニティ団体とは、自治会および地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

（イラストはイメージです）



⑤ 事業者の役割

（栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例 第8条）

- 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、他分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

事業者とは、市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

（イラストはイメージです）



(4) 市民参画と協働の形態

① 補助・助成

広く市民やまちのためになる活動を対象に、補助や助成を行っています。

具体例 ⇒ 元気創造まちづくり事業、未来へつなぐ市民活動応援事業

② 共催

市民と市がともに主催者となって一つの事業を行っています。

具体例 ⇒ 栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」、馬に親しむ日

③ 後援

市民が主催する事業において、その趣旨に賛同し、市が後援として名を連ねることで支援を行っています。

具体例 ⇒ ボランティア交流会、世界と出会う交流広場

イラストを挿入予定

④ 委員会（企画立案への参画）

市の企画立案に市民が参加して、意見や提案を政策に反映させています。
具体例 ⇒ 地域福祉計画委員会、市民参画等推進委員会

⑤ 意見交換会

市民同士や市民と議会・市が、それぞれ持つ情報を提供し合い、共有して、合意形成を図っています。
具体例 ⇒ 市長への手紙、まちづくり出前トーク

⑥ 委託・指定管理

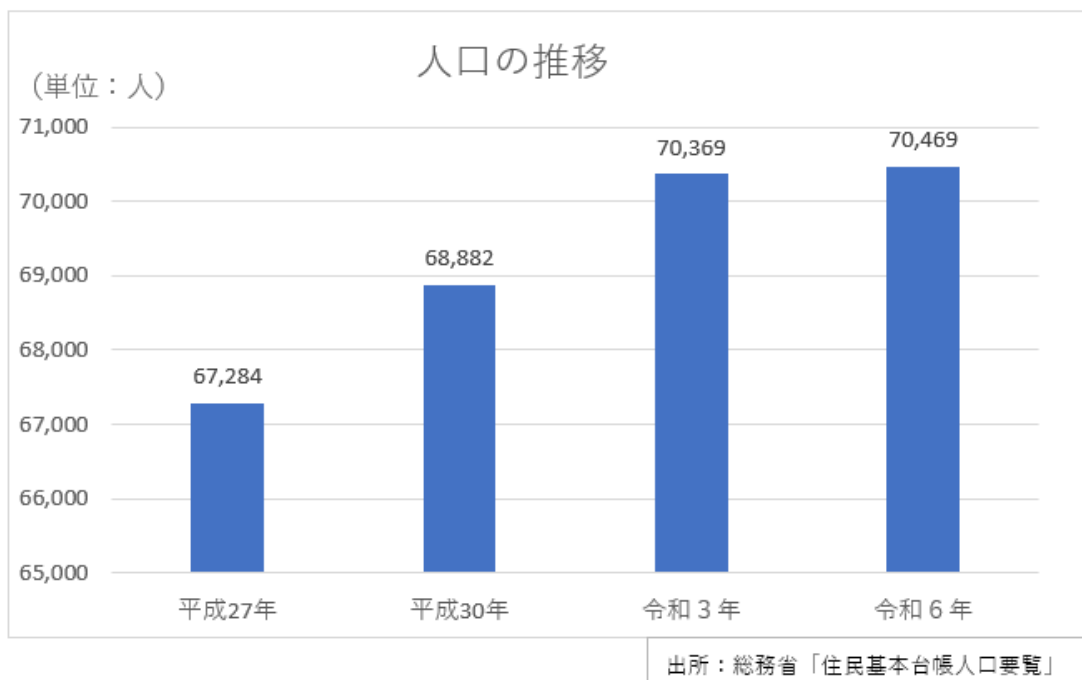
委託では、市が責任を持って担う事業を、地域や事業者等の特性をいかして、より効果的に行っています。指定管理では、地域や事業者の特性をいかして公共施設の管理運営を行っています。
具体例 ⇒ 栗東芸術文化会館（さくら）、こんぜの里バンガロー村

イラストを挿入予定

4. 栗東市の現状

人口動向

近年、本市の人口増加ペースは鈍化傾向にあり、令和3年以降は増減を繰り返すなど、ほぼ横ばいで推移しています。また、本市では、通勤・通学先としては大津市や草津市のほか、京都府や大阪府まで通う人が多く、これまでの人口増加と交通インフラの発達などで、ベッドタウン化が徐々に進んでいます。今後は少子高齢化の進展により、本市の生産年齢（15～64 歳）人口の比率は減少傾向にあり、また近年では 35～44 歳の人口は大きく転出超過となっていることから、市内企業の人材確保・定着の支援や人口減少でも発展・持続可能な企業のイノベーションを促進していく必要が有ります。



イラストを挿入予定

5.前回行動計画の主な取組内容と課題

前回行動計画では、めざす姿を「ともに力を合わせてすすめる安心で元気なまちづくり」とし、4つの基本目標のもとに活動を行いました。また、その活動の成果指標として3つの指標を定めました。

（前回行動計画の詳細は栗東市ホームページで公開しております。）

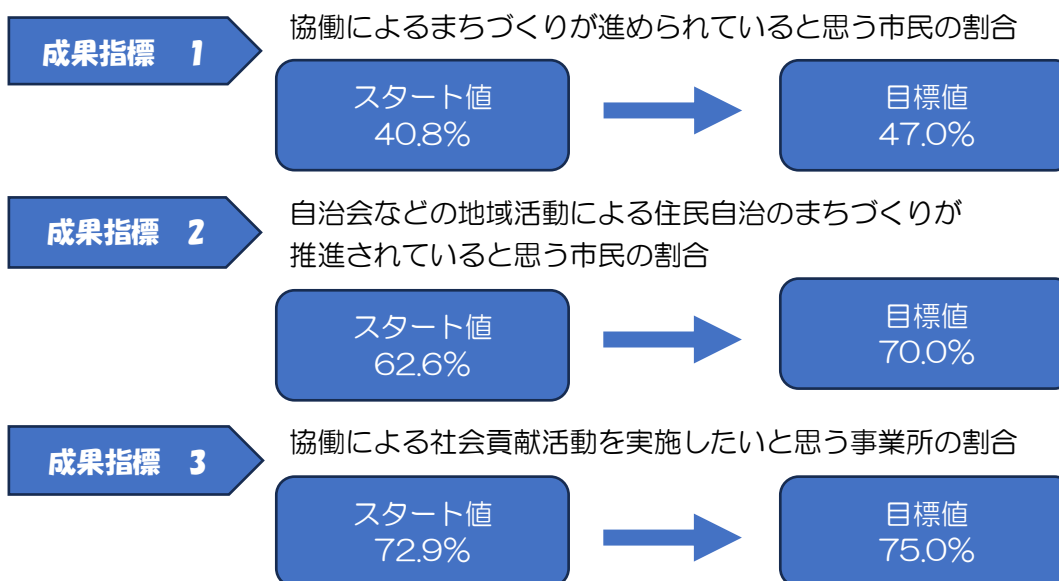
めざす姿

ともに力を合わせてすすめる 安心で元気な まちづくり

基本目標

項目	基本目標
環境づくり	多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている。
担い手づくり	自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことが出来る市民が増えている。
情報の発信・共有	行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている。
市政への参画	市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに応じたまちづくりが出来ている。

成果指標



(1) 主な取組内容と課題

① 環境づくり

『中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実』

- ・活動団体へのニーズ調査
- ・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- ・多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築
- ・NPO 法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討

ボランティア市民活動センターと定期的な意見交換やコミュニティセンターとの情報交換会などを実施してきました。また、登録ボランティア団体や個人の活動について、ボランティア市民活動センターと協議および情報共有を図りました。一方で、ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターの更なる有効活用が課題です。



〔みてよ きいてよ たのしむボランティア交流会〕

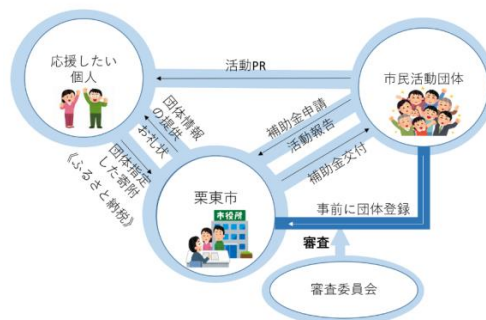


〔栗東駅前イルミネーション「きらり☆栗東」〕

『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- ・地域振興協議会活動支援事業補助（地振協コース終了後の支援）
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討

令和4年度にふるさと納税を活用した新たな支援制度として「未来へつなぐ市民活動応援事業」を創設しました。令和5年度には、協働事業提案制度の連携支援型を新たに開始しました。一方で、3つの市民活動支援制度について継続的に周知を行うとともに、利用しやすい制度への見直しおよび利用促進が課題です。



〔未来へつなぐ市民活動応援事業の創設〕

『大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- ・地域と協働する企業の育成
- ・自治会・地域振興協議会との連携強化
- ・大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進
- ・民間事業者との協働による馬事業の実施
- ・事業者との協力連携による災害復旧体制の充実

締結年・締結相手方	取組
令和3年度 大手コンビニチェーン等	店舗等への市の情報コーナー設置および認知症サポーター養成講座を通じ高齢者の見守りについて取り組み。
令和4年度 大手損害保険会社	講師派遣制度の活用や、大手損害保険会社の社内報へ栗東市の魅力 PR 記事を掲載。
令和4年度 大手製薬会社	健康増進に関する協定を締結。
平成29年度より継続取組 龍谷大学	「まちづくり論」に職員が参加し協働の知見を持つ職員の育成プログラムを軸として、連携を継続。

今後も企業等の多様な主体との連携でネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開していきます。一方で、自治会・地域振興協議会については更なる連携強化への取り組みが課題です。

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- ・元気創造まちづくり事業の実施（再掲）
- ・各種市民講座の充実
- ・市ホームページ生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- ・自治会加入の促進
- ・ボランティアへのポイント制度の活用促進

コロナ禍で、栗東100歳大学の代わりにZOOM講座を実施しました。令和2年に「りっとう空き家バンクサポーター制度」を策定し、令和3年度より活動を開始しました。「ひとり親家庭福祉推進員事業」では、地域の支援体制を充実させました。一方で、今後も多くの市民が主体的に関われる機会や場の提供、活動を活性化させる研修の実施などが課題です。



〔栗東100歳大学〕

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- 市民による国際交流の実践
- 生涯学習団体・人材バンクの充実・活用促進
- 大学包括協定などを通じた連携や取り組みの推進（再掲）
- 地域活動のリーダー育成
- 市民参画と協働による市民学習会の開催
- 元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

市民活動に役立つテーマで毎年市民学習会を実施しました。一方で、高齢化や多様な活動の実施のため、市民活動の担い手やリーダーの育成は継続的な課題です。



〔まちづくり市民学習会〕

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- 協働推進に係る市の組織内での共有
- 市職員の理解促進とスキルアップを図る研修の実施
- ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

職員を対象に、協働をテーマにした研修を毎年実施しました。一方で、市職員の更なる意識向上、コーディネーターの役割を担える職員の育成が課題です。



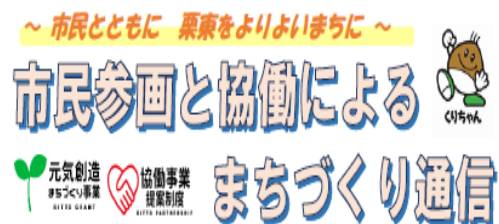
〔協働によるまちづくり職員研修〕

③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- ・まちづくり通信を活用した事例紹介
- ・広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- ・さまざまなイベントの機会を活用した効果的な情報発信

市民記者「りっとうミツケーター」の養成講座やフォローアップ講座、SNS 講座を開催しました。各年度2～3回、まちづくり通信を発信しました。一方で、様々な方法を活用したわかりやすい情報の更なる発信が今後の課題です。



〔市民参画と協働によるまちづくり通信〕

『市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実』

- ・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

市民活動支援制度の成果報告会やプレゼン発表等のサポート講座を毎年開催し、参加者同士の交流や意見交換の機会を創出しました。一方で、新たな機会の創出や市民講座などの場を通じて市民が交流できる場や機会の更なる創出が課題です。



〔元気創造まちづくり事業成果報告会〕

『市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実』

- ・市民活動情報コーナーなどでの、市民活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・市民による情報発信
- ・必要な情報が集まり共有できるプラットフォームの検討

市民活動情報センター、各コミュニティセンターや『うますぎる栗東』で市民活動内容の情報発信の支援、市ホームページを活用しコミュニティセンターの情報発信を行いました。一方で、新たな情報発信の機会の創出は継続して必要であり、引き続き拡充を行っていくことが課題です。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- ・ 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、ともに理解を図る場の検討
- ・ 市民と市の懇談会の場の充実
- ・ パブリックコメントや市民説明会など意見募集機会の充実
- ・ 市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

「市長への手紙」「市長のこんにちはトーク」「まちづくり出前トーク」「学区別自治連合会での市政報告および懇親会」を実施し、市民の声を市政へ反映しています。一方で、市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組みが課題です。



〔市長のこんにちはトーク〕

『市政への市民参画機会の推進』

- ・ 計画や施策の策定における早い段階からの市民参画と結果についての説明責任
- ・ 審議会等への市民参画の促進
- ・ 市民懇談会の開催等による市民意見の反映
- ・ 市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施

前回計画期間内において各分野における計画策定や改訂、審議会、アンケート、パブリックコメント等を実施し、市政参画機会の充実を図ってきました。一方で、市民への広聴制度の周知と市民の参加への取り組みが課題です。

(2) 成果指標の達成度

前回行動計画では、市民参画と協働によるまちづくりが進んでいるか客観的に把握するための成果指標を定め、各推進項目の評価・検証を行うこととしております。

前回行動計画期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で大幅に市民活動が制限されたため、成果指標全てにおいて計画未達成となっています。



(イラストはイメージです)

成果指標 1

○協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合



成果指標 2

○自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合



成果指標 3

○協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合



（３）その他の指標

市民活動団体数

市内の主な市民活動団体数	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
元気創造まちづくり事業実施団体数（累計）	30 団体	37 団体	59 団体
協働事業提案制度提案団体数（累計）	9 団体	10 団体	10 団体
ボランティア登録団体数	72 団体	82 団体	85 団体
NPO 法人数	9 法人	15 法人	14 法人

意識調査

質問項目	平成 26 年度	平成 30 年度	令和 5 年度
自治会等の地域活動によるまちづくりが進んでいると感じる市民の割合	61.1%	62.6%	57.3%
市政への市民参画や市民と行政との協働が進んでいると感じる市民の割合	39.0%	40.8%	30.3%
社会貢献活動に取り組んでいる事業所の割合	99.0%	89.8%	95.0%

活動実績団体数の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
元気創造まちづくり事業	5 団体	7 団体	5 団体	2 団体	1 団体
地域振興協議会活動支援事業補助		1 団体			
未来へつなぐ市民活動応援事業			3 団体	4 団体	5 団体
協働事業提案制度					1 団体

※令和6年度は見込値

（４）市民参画と協働によるまちづくりに関するアンケート・ヒアリング調査

前回計画の各推進項目の進行管理や、今回行動計画の策定を目的として、アンケート調査およびヒアリング調査を実施しました。すべてのアンケート調査結果は、栗東市ホームページで公開しています。また、ヒアリング調査は「7. 資料編」に掲載しております。

6. 今回行動計画の方向性

(1) 基本方針

めざす姿

市民活動が活発に行われ、
様々な協働によるまちづくりが進んでいる元気で活力のあるまち

スローガン

みんなでつくる 元気なまち りっとう

めざす姿・スローガンを実践していくため、前回行動計画の基本目標に「市の推進体制」を追加し、5つの基本目標を設定しました。

(今回行動計画は栗東市ホームページでも公開しております。)

基本目標

項目	基本目標
環境づくり	多様な主体とのネットワークが構築され、誰もがまちづくりに参加できる環境が整っている。
担い手づくり	自分が住む地域を良くしたいと考え、地域ニーズや課題解決に対応し、取り組むことが出来る市民が増えている。
情報の発信・共有	行政情報やまちづくりに必要な情報をみんなで共有することで、協力・連携し、市民参画や協働に活かされている。
市政への参画	市民が政策の形成や実施、評価などに参画し、市民ニーズに応じたまちづくりが出来ている。
市の推進体制	全ての職員が協働に求められるスキルを身につけ、伴走支援と組織横断的な協働を実践できている。

(2) 施策の展開

① 環境づくり

『中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実』

- ・活動団体へのニーズ調査
- ・ボラセン、コミセン等との定期的な協議による市とのつながり強化
- ・多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築
- ・NPO 法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討

ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどの行政主導型組織について中間支援組織としての機能強化を図ります。また、NPO をはじめとした市民主導型組織など、さまざまな分野の中間支援機能を持った組織の育成を検討します。多様な地域や活動主体が、それぞれの持ち味を活かしながら連携、協働を拡大していけるよう、コーディネート機能を有する中間支援組織の体制とネットワークづくりに取り組みます。

『市民活動支援と市民提案制度の活用促進』

- ・元気創造まちづくり事業の実施
- ・地域振興協議会活動支援事業補助
- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度のあり方の検討

事業実施後の協働事業の展望の検証および制度の在り方について見直しを行い、市民と市が共に活用しやすい制度に改善します。また、協働事業提案制度の活性化を図るため、市民からの意見聴取を行い制度の在り方を検討します。



(イラストはイメージです)

『企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用』

- 地域と協働する企業の育成
- 自治会・地域振興協議会との連携強化
- 民間事業者との協働による馬事業の実施
- 事業者との協力連携による災害復旧体制の充実

市民（地域コミュニティ団体・市民活動団体）との積極的な対話により、課題やニーズを把握し連携します。市民と市にとってよりよい効果を期待できるか見極めながら、企業等の多様な主体と連携することで、ネットワークを活用したパートナーシップのまちづくりを展開していきます。

『市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成』

- 観光地や飲食店などの情報発信
- 自然や地域資源の活用

市民や事業者にシビックプライドを育むことは、地域社会の活性化や魅力の向上に寄与し、住民の協力を促進します。シビックプライドを醸成するため、地域の魅力を外部に積極的に発信し、市民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境を整備していきます。



（イラストはイメージです）

② 担い手づくり

『まちづくりに主体的に関わる人づくり』

- ・元気創造まちづくり事業の実施（再掲）
- ・各種市民講座の充実と活性化
- ・市民大学からの担い手づくり
- ・自治会加入の促進
- ・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり
- ・ボランティアへのポイント制度の活用促進

各種テーマ・目的に応じた市民講座を開催するとともに、体系的に示すことで講座への参加を促します。また、元気創造まちづくり事業や地域活動を通して、市民活動への理解を深めるとともに、まちづくりにおける市民の当事者意識を醸成します。その他、ボランティアポイント制度の活用促進など、やりがいを感じられる事業を実施することで、まちづくりに参加するきっかけをつくります。

『まちづくり活動の担い手づくり』

- ・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援
- ・市民による国際交流の実践
- ・生涯学習団体・人材バンクの充実・協働促進
- ・地域活動のリーダー育成
- ・市民参画と協働による市民学習会の開催
- ・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働

学習会等の充実により担い手の発掘や人材育成に取り組みます。また、知識や技能を有する人材を登録し協働する市民人材バンクについて、行政内の情報共有を図り、横断的に登録し、協働を促進できる仕組みづくりを行います。

『協働によるまちづくりに取り組む職員の育成』

- 協働推進にかかる市の組織内での情報共有
- 市職員の理解促進とスキルアップを図る研修の実施
- ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上

さまざまな事業が協働により実施されるよう、行政内の情報共有および全庁的な事業連携を促進します。また、職員の市民参画と協働への理解と実践に向けて、市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員を育成します。職員の協働の意識を向上させ、親切丁寧なアドバイスを行っていきます。

『コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成』

- 元気創造まちづくり事業サポート講座の実施
- ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターとの定期的な協議を実施

協働によるまちづくりを推進していくには、ボランティア市民活動センターやコミュニティセンターなどの中間支援組織や市民活動の活性化が不可欠です。市では研修などを実施し地域における課題の解決や協働を促進する職員を育成していきます。



（イラストはイメージです）

③ 情報の発信・共有

『多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信』

- ・広報誌やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- ・デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催
- ・さまざまなイベントの機会を活用した効果的な情報発信
- ・まちづくり通信を活用した事例紹介

市民活動団体やボランティアに関する情報や活動内容、地域イベント情報など、まちづくりに関する情報を、市広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体を使い効果的に発信します。情報を発信するときは、分かりやすい表現や見やすいレイアウトに努め、市民が活用・共有しやすいよう工夫します。また各課の情報発信を積極的に行っていきます。

『市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実』

- ・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催
- ・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出

市民や市民活動団体が、地域課題や活動内容を共有するためのネットワークを構築することで、お互いに協力し、助け合うことのできる関係づくりにつなげます。

『市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実』

- ・様々な方法を活用した市民活動団体等の活動内容の情報発信・共有
- ・市民による情報発信

市民（市民活動団体）がイベントや講座案内など、市民活動に関する情報を発信し、共有できるよう、市民活動情報コーナーや市公式 SNS の積極的な活用を促します。また、市民（市民活動団体）の活動に役立つ講座や補助金・助成金に関する情報収集、発信、市民記者による市公式 SNS への投稿など、市民が主体的に情報発信できる機会を充実させます。

④ 市政への参画

『広聴制度の充実』

- 市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、ともに理解を図る場の検討
- 市民と市の懇談会の場の充実
- パブリックコメントや市民説明会などの意見募集機会の充実
- 市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映

市政に対する意見や提案を広く聴くことを目的に、「市長への手紙」や「市長こんにちはトーク」などに取り組んでいますが、より一層市民が市政に参加しやすく、意見を出しやすい環境をつくるために、市民ニーズを踏まえた広聴制度の充実に取り組み、広く市政への参画を呼びかけます。また、市民と市が懇談する機会として「学区別自治連合会での市政報告および懇親会」などを実施していますが、ワークショップの開催の検討など、さらなる充実に努めます。市民の意見や提案を各課で共有し、市政に取り入れ、よりよいまちづくりにつなげます。

『市政への市民参画機会の推進』

- 計画や施策の策定における早い段階からの市民参画と結果についての説明責任
- 審議会等への市民参画の促進
- 市民の意見を把握、反映するための機会創出

市政や市民の声を反映するため、パブリックコメントや審議会への参加などの周知に努め、市民の参画を進めます。



(イラストはイメージです)

⑤ 市の推進体制

『市民団体への伴走支援体制の確立』

- ふるさと納税寄付金集めのノウハウ共有会の実施
- 市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施

活発な市民活動には、市民のみならず市が積極的に関与し共に行動していくことが重要です。研修などを通じた協働の意識やスキル向上、ワークショップ実施による市民団体のニーズ把握など、市民団体への伴走支援を行っていきます。また、市民活動支援制度の見直しも必要に応じ検討し、利用の促進を図っていきます。

『組織横断的な支援体制の確立』

- 協働によるまちづくり職員研修の実施
- 協働事業提案制度の実施
- 自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援

市では行政内の情報共有を図り、各課を超えて全庁的な事業連携を促進します。全ての職員が協働の意識を持ち、組織横断的な協働を実践していきます。また、地域コミュニティ活動の重要性、必要性を認識してもらえよう、自治会や地域振興協議会の活動を周知・支援します。各推進施策の進捗管理を行い、掲げた成果指標の達成を目指します。



（イラストはイメージです）

(3) 成果指標と参考指標

前回行動計画では、コロナ禍で市民活動が大幅に制限され、成果指標を達成することができませんでした。今回行動計画では、市民団体支援制度の活性化を目指し、申請団体数を成果指標としました。また、前回行動計画の成果指標を参考指標とし、目標値を引き継いで再スタートします。

成果指標

○市民団体支援制度の申請団体数（累計値）

前回計画期間累計
34 件

中間目標値
16 件
(令和 7～8 年度累計)



最終目標値
40 件
(令和 7～11 年度累計)

- 《実施する施策》
- ・元気創造まちづくり事業の推進
 - ・元気創造まちづくり事業サポート講座の実施
 - ・協働事業提案制度の実施

参考指標

①協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合

スタート値
30.3%
(令和 5 年度)



中間目標値
40.8%
(令和 8 年度)



最終目標値
47.0%
(令和 10 年度)

②自治会などの地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合

スタート値
57.3%
(令和 5 年度)



中間目標値
62.6%
(令和 8 年度)



最終目標値
70.0%
(令和 10 年度)

③協働による社会貢献活動を実施したいと思う事業所の割合

スタート値
72.3%
(令和 5 年度)



中間目標値
72.9%
(令和 8 年度)



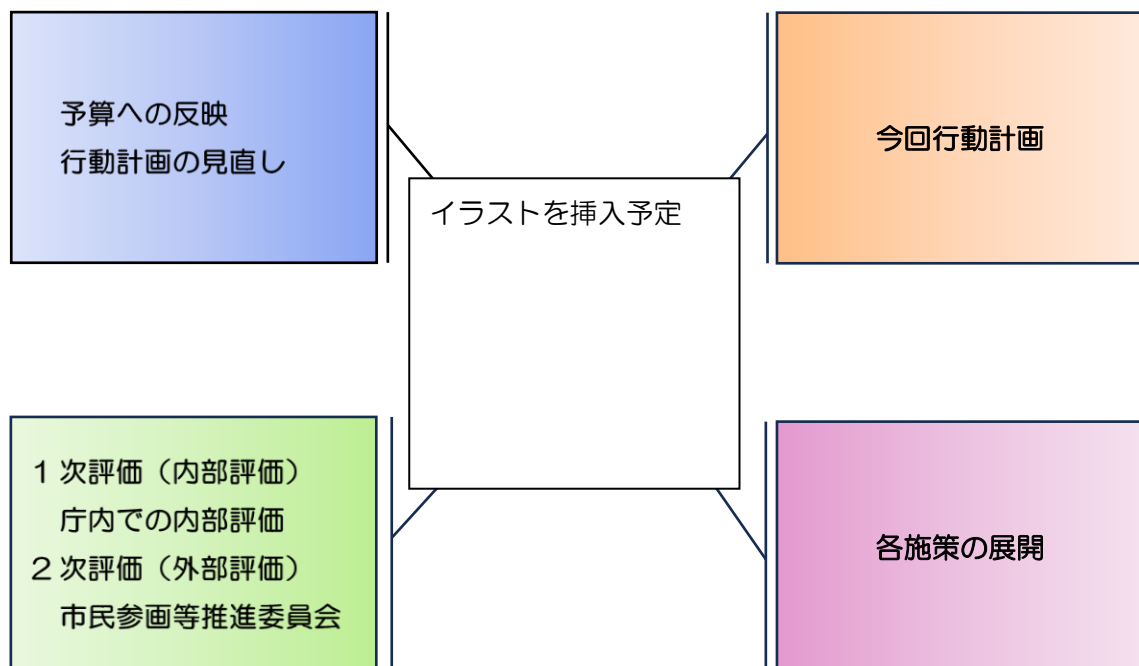
最終目標値
75.0%
(令和 10 年)

(4) 進行管理

今回行動計画の進行管理は、毎年、内部評価と外部評価の二段階で行います。各施策の実施に関連する部署での内部評価（一次評価）を行い、この評価結果を踏まえ「栗東市市民参画等推進委員会」において、各施策の客観的な評価（二次評価）を行います。その結果を踏まえ、次年度予算への反映や行動計画の見直しを実施します。

なお、栗東市市民参画等推進委員会は公開の場で開催するとともに、その内容は栗東市ホームページで公開し、公正で透明性の高い行政運営を進め、市民ニーズに応じた市民参画と協働によるまちづくりを進めます。

項目/年度		令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
計画(Plan)・ 実行(Do)		計画策定 (Plan)	計画期間 (Do)				
評価 (check)	1次評価 (内部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
	市民 アンケート			アンケート 調査		アンケート 調査	
	2次評価 (外部評価)		評価	評価	評価	評価	評価
改善(Action)				改善	改善	改善	改善



7.資料編

(1) 今回行動計画の施策一覧

基本 目標	新規	施 策	期間・頻度
環 境 つ く り		中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実	
		・活動団体へのニーズ調査	継続
		・ボラセン、コミセン等の定期的な協議による市とのつながりの強化	継続
		・多様な領域の中間支援組織をつなぐ総合的な支援体制の構築	継続
		(ワンストップで総合的な活動支援を実施できる中間支援拠点の検討)	継続
		・NPO法人化への自立や法的課題の対策等における専門的相談支援の検討	継続
		市民活動支援と市民提案制度の活用促進	
		・元気創造まちづくり事業の実施	継続
		・地域振興協議会活動支援事業補助	継続
		・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討	継続
		企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用	
		・地域と協働する企業の育成	継続
		・自治会・地域振興協議会との連携強化	継続
		・民間事業者との協働による馬事業の実施	継続
		・事業者との協力連携による災害時応急復旧体制の充実	継続
	○	市民や事業者のシビックプライド（市に対する市民の誇り）の醸成	
担 い 手 つ く り		・観光地や飲食店などの情報発信	新規
		・自然や地域資源の活用	新規
		まちづくりに主体的に関わる人づくり	
		・元気創造まちづくり事業の実施	継続
		・各種市民講座の充実と活性	継続
	○	・市民大学からの担い手づくり	新規
		・生涯学習講座を活用した学習機会のきっかけづくり	継続
		・自治会加入の促進	継続
		・ボランティアへのポイント制度の活用促進	継続
		まちづくり活動の担い手づくり	
		・ボランティア観光ガイドや福祉人材の育成および活動支援	継続
		・市民による国際交流の実践	継続
		・生涯学習活動団体・人材バンクの充実・活用促進	継続
		・地域活動のリーダー育成	継続
		・市民参画と協働による市民学習会の開催	年1回
		・元気創造まちづくり事業実施団体との連携による担い手との協働	継続
		協働によるまちづくりに取り組む職員の育成	
		・協働推進にかかる市の組織内での情報共有	継続
		・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施	継続
		・ファシリテーター等の養成と意見の汲み取りスキルの向上	継続
	○	コーディネーターの役割を担える職員の配置や育成	
		・元気創造まちづくり事業サポート講座の実施	年2回
		・ボランティア市民活動センターとの定期的な協議を実施	年2回以上

基本目標	新規	施 策	期間・頻度
情報の発信・共有		多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信	
		・広報紙やホームページ、SNSなど多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実	継続
		・デジタルを活用した情報発信等をテーマにした市民学習会の開催	年1回
		・さまざまなイベントの機会を活用した効果的な情報発信	継続
		・まちづくり通信を活用した事例紹介	年3回以上
		市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実	
		・元気創造まちづくり事業成果報告会の開催	年1回
		・市民活動サポート講座における意見交換の機会創出	年2回
		市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実	
		・様々な方法を活用した市民活動団体等の活動内容の情報発信・共有	継続
		・市民による情報発信	継続
市政への参画		広聴制度の充実	
		・市民が意見を出しやすい意見聴取の方法や、共に理解を図る場の検討	継続
		・市民と市の懇談会の場の充実	継続
		・パブリックコメントや市民説明会などの意見募集機会の充実	継続
		・市民から提案された意見の共有、精査、計画への反映	継続
		市政への市民参画機会の推進	
		・計画や施策の策定における早い段階からの市民参画とその結果についての説明責任	継続
		・審議会等への市民参画の促進	継続
		・市民懇談会の開催等による市民意見の反映	継続
市の推進体制	○	市民団体への伴走支援体制の確立	
		・ふるさと納税寄付金集めのノウハウ共有会の実施	年1回
		・市民の意見を把握・反映するためのワークショップの実施	年1回
	○	組織横断的な支援体制の確立	
		・協働によるまちづくり職員研修の実施	年1回
		・協働事業提案制度の実施	継続
		・自治会や地域振興協議会の活発な活動を支援	継続

* 各施策の取組み内容は随時見直しを行います。

(2) 栗東市市民参画等推進委員会活動記録

前回行動計画期間中の栗東市市民参画等推進委員会の開催状況は以下の通りです。

なお、委員会活動の詳細は栗東市ホームページで公開しています。

年度	日時	委員会	取組内容
令和2	令和2年 7月 9日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和3年 3月 29日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
令和3	令和3年 7月 5日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和4年 3月 25日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
令和4	令和4年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年 3月 28日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
令和5	令和5年 7月 4日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和5年10月		事業所アンケート実施（130社）
	令和6年12月		市民アンケート実施（618件）
	令和6年 2月		市民団体アンケート実施（43団体）
令和6	令和6年 3月 9日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
	令和6年 8月		各課現状調査実施
	令和6年 8月 6日	第1回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告
	令和6年 9月 25日		市民団体ヒアリング実施（1団体）
	令和6年10月 19日		市民団体ヒアリング実施（3団体）
	令和6年10月 24日	第2回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画骨子報告
	令和6年11月 26日	第3回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画進捗報告、行動計画素案報告
	令和7年 3月 日	第4回 栗東市市民参画等推進委員会	行動計画実績報告
令和7	令和7年 4月 1日		「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画第3版」策定

(3) 栗東市市民参画等推進委員会委員名簿

任期 令和5年7月4日～令和7年3月31日（敬称略）

No.	区分	団体名・役職	氏名
1	公募による市民	市民	村田 希
2	公募による市民	市民	石橋 英洋
3	市民公益活動団体代表者	栗東市社会福祉協議会（地域福祉課長）	太田 忠行
4	市民公益活動団体代表者	太陽グループ	池田 久代
5	市民公益活動団体代表者	くりちゃん絵手紙	宮川 眞由美
6	市民公益活動団体代表者	認定特定非営利活動法人しがNPO センター	幡 郁枝
7	地域コミュニティ団体代表者	栗東市自治連合会	高野 正勝
8	地域コミュニティ団体代表者	栗東市地域振興協議会連絡会	中村 昌司
9	学識経験者	同志社大学名誉教授	新川 達郎
10	学識経験者	まちづくりネット東近江 代表理事	西川 実佐子
11	学識経験者	滋賀県立大学環境科学部准教授	平岡 俊一

（４）市民団体へのヒアリング結果

実施日 令和6年9月25日(水) 元気創造まちづくり事業サポート講座

場所 コミュニティセンター大宝東

団体 栗太郡衙岡遺跡と周辺保存会

実施日 令和6年10月19日(土) ボランティア交流会

場所 なごやかセンター

団体 なごやかサークル おやし塾 キャロット

質問項目

- ①「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」を知っているか。
はい(1/4) いいえ(3/4)
- ②「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」を知っているか。
はい(0/4) いいえ(4/4)
- ③「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の令和7年度～令和11年度分が現在作成中であることを知っているか。
はい(0/4) いいえ(4/4)
- ④「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の市民への周知は十分と思うか。
はい(0/4) いいえ(4/4)
- ⑤団体員における団塊の世代の割合はどの程度か。(1947年～1950年生まれ現在74歳～77歳)
 - ・団体の半数以上が団塊の世代である。団塊の世代よりも上の世代が多い。
- ⑥団体の告知、広報等でSNSを利用しているか。
はい(1/4) いいえ(3/4)
 - ・Facebookを利用している団体が1団体。
- ⑦市民団体向け広報等におけるSNSの使い方講座を開催したら参加したいか。
はい(1/4) いいえ(3/4)
 - ・時間が合えば参加したい団体が1団体。
- ⑧平成18年に公民館からコミュニティセンターに変わって、現在まで何か変化や違いを感じたかまた、コミセンを利用したことがあるか。
はい(2/4) いいえ(2/4)
 - ・公民館は市職員が運営している印象、コミセンは学区ごとに地域の方が運営している印象で親しみを感じる。

⑨市職員の協働に対する理解・意識についてどう思うか。(自治振興課のみでなく市職員全体を見て。)

- ・自治振興課以外の部署では協働に対する活気がない。
- ・コミセン職員に関しては協働の理解・意識が高いと感じる。

⑩団体運営での課題や悩み、市と協働したいことできること及び市に期待することはあるか。

- ・団体メンバーの高齢化・担い手不足。
- ・活動場所の確保が難しい。
- ・コミセンの利用料金が低い。(特に大会議室)
- ・補助金制度が煩雑であり簡略化してほしい。

《ヒアリング結果のまとめ》

・「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」のへの質問では、条例・計画とも認知が低かった。様々な広報手段などを活用し、条例や計画の周知を図ることが課題となっています。

・市職員の協働に対する理解・意識についての質問では、コミセンの職員は協働の理解・意識は高いとの意見がある一方で、自治振興課以外の部署では協働に対する活気がないと意見があった。市職員の意識向上が課題となっています。

・団体運営での課題や悩みのヒアリングでは、引き続き「団体メンバーの高齢化」や「担い手不足」など人員に対する悩みや、「補助金制度を簡略化して欲しい」と市民団体支援制度への意見がありました。

《ヒアリング回答に対し実施する施策》

- ・協働事業提案制度に対する市民からの意見聴取および制度の在り方の検討
- ・市職員の理解促進とスキルアップを図る職員研修の実施
- ・まちづくり通信を活用した事例紹介
- ・広報紙やホームページ、SNS など多様な媒体の特性を活かした情報発信の充実
- ・さまざまなイベントの機会を活用した効果的な情報発信
- ・ふるさと納税寄付金集めのノウハウ共有会の実施
- ・市民の意見把握・反映するためのワークショップの実施

（５）栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例（全文）

栗東市条例第8号

栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条-第8条）

第2章 市民参画（第9条-第12条）

第3章 協働の推進（第13条・第14条）

第4章 栗東市市民参画等推進委員会（第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）



附則

美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちに誇りをもって語り、生きがいのある暮らしをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切に、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育てていきましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（１） 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内に通学し、又は通勤する人

ウ 市内において事業又は活動を行う人

エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体

（２） 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

（３） 市 市長その他の執行機関をいいます。

（４） 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。

（５） 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。

- (6) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。
- (7) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。
 - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動
- (8) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。
- (9) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

（基本原則）

第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

- (1) 市民は誰でも市政に参画できること。
- (2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。
- (3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

（市民の権利と役割）

第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。

2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。

3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

（市の役割）

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

（市民公益活動団体の役割）

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

（地域コミュニティ団体の役割）

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

第2章 市民参画

（市民参画の機会）

第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前

から市民参画を求めなければなりません。

（市民参画の対象）

第10条 市民参画の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次に掲げるとおりとします。

- （1）本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- （2）市政の基本的な計画等の策定及び変更
- （3）市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- （4）市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- （5）市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃（市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。）、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

- （1）軽易なもの
- （2）緊急に行わなければならないもの
- （3）法令の規定により実施の基準が定められているもの
- （4）市の内部の事務処理等に関するもの

（市民参画手続）

第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続（以下「市民参画手続」といいます。）のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。

- （1）審議会その他の附属機関による審議
- （2）意向調査の実施
- （3）ワークショップ（市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。）の開催
- （4）意見交換会の開催
- （5）パブリックコメント（意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。）の実施

2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。

3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。

4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

（市民参画の結果の公表）

第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。

第3章 協働の推進

（協働の推進）

第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めます。

2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

（協働事業提案制度）

第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところに

より、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

- 2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。

第4章 栗東市市民参画等推進委員会 (栗東市市民参画等推進委員会の設置)

第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置きます。

2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項

5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べることができます。

第5章 雑則 (条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(適用除外)

2 この条例の施行の際、対象事業のうち、現に策定等に着手し、かつ、市民参画手続を行うことが困難と認められるものについては、第2章の規定を適用しません。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栗東町条例第24号）の一部を次のように改正します。別表住居表示審議会の部の次に次のように加えます。

市民参画等推進委員会 委員長 〃 5,900円 委員 〃 5,700円

(6) 用語説明

用語		解説
え	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、LINEなどの、オンライン上で人々がつながり、情報を共有するためのプラットフォームのことをいいます。
き	協働	まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。
こ	コーディネーター	人々や物事を組織し、調整し、一緒に働くことを可能にする人物をいいます。
こ	コミュニティセンター	各学区の住民自治組織が管理運営する地域の特性にあった住民主導のまちづくり拠点のことをいいます。地域住民と行政をつなぐ場として活用し、自然災害時の避難場所としての施設としても位置付けられ、略して「コミセン」と呼ばれます。
こ	コロナ禍	新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、さまざまな災いのことをいいます。
さ	参画	市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。
し	市	市長その他の執行機関をいいます。
し	市民	次に掲げるものをいいます。 ア 市内に住所を有する人 イ 市内に通学し、又は通勤する人 ウ 市内において事業又は活動を行う人 エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体
し	市民公益活動	次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動

用語		解説
し	市民公益活動団体	市民公益活動を行う市民団体をいいます。
し	シビックプライド	市に誇りを持ち、市をよくするために貢献しようとする自負心のことをいいます。
し	事業者	市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。
す	ZOOM	オンライン上でテレビ会議のようにミーティングができる WEB 会議ツールのことをいいます。
ち	地域コミュニティ団体	自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。
ち	中間支援組織	行政と地域の間に立ち、さまざまな活動の支援をする組織のことをいいます。組織が持つノウハウやネットワーク、情報などを活用した中間支援業務を行う組織として、その機能と役割が期待されています。
は	パブリックコメント	市民生活に広く影響を及ぼす姿勢の基本的な計画、条例等を立案する過程において、これらの素案の段階で、趣旨、内容等を公表し、その案について市民等から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいいます。
ふ	ファシリテーター	さまざまな活動の中で、中立的な立場から議論を促進し、参加者の相互理解や合意形成を支援する役割を担う人のことをいいます。活動団体による問題解決の意思決定プロセスを円滑に進める重要な存在と言えます。
ほ	ボランティア市民活動センター	地域におけるボランティア活動や市民活動を幅広く支援する組織のことをいいます。略して「ボラセン」と呼ばれます。
ま	まちづくり	心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。

発行年月 令和7年4月1日

発行 栗東市

企画編集 栗東市市民部自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号

☎ 077-551-0290 📠 077-551-0432

✉ jichishinko@city.ritto.lg.jp